（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一二号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二、〇九六、一〇〇トン」を「二、〇九一、八〇〇トン」に、「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「三七六、〇〇〇トン」を「三五〇、〇〇〇トン」に、「五四、九〇〇トン」を「五九、二〇〇トン」に、「六一、八〇〇トン」を「五九、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二三年一〇月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二三八、九〇〇トン」を「二八七、三〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から同年九月三〇日まで」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に改める。

別表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「六、〇〇〇トン」を「四、〇〇〇トン」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「一六、〇〇〇トン」を「一七、一〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「三五、四〇〇トン」を「三八、五〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「四三、八〇〇トン」を「四七、一〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項並びに第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に改める。

別表第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に、「九二二トン」を「八一一トン」に改める。

別表第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」を「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第八条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表すべての指定乳製品等の項中「すべて」を「全て」に改め、同表脱脂粉乳の項中「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第四十七条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「仕入書その他の」を削る。

別表第四二号中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改め、「仕入書の提出又は同条第二項の規定による」を削り、「課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等」を「輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等」に改め、「規定する」の下に「仕入書及び」を加え、同表第七三号の二中「第三十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同表第九一号を削り、同表第九一号の二中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同表第九一号とし、同表第九一号の三中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同表第九一号の二とし、同表第九三号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正）

第十条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第一項の規定により輸入申告（同法第六十七条の規定による輸入の申告をいう。第七項において同じ。）に際し税関に提出する仕入書の写しその他これに類する」を「当該申出書の記載事項を確認するために必要な」に改め、同条第七項中「輸入申告」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条（関税法施行令第八十七条第二項の改正規定を除く。）、第九条（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第三条第二項の改正規定及び同令別表第四二号の改正規定に限る。）及び第十条の規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　野田　佳彦